

町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

町田市民病院使用条例（昭和39年3月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 使用料は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p><u>(18) 多焦点眼内レンズ支給選定療養費</u></p> <p><u>多焦点眼内レンズの費用から診療報酬の算定方法に規定する水晶体再建術において使用する単焦点眼内レンズの費用を控除した額と当該多焦点眼内レンズの使用に当たり必要となる検査（保険診療の対象となる検査を除く。）に係る費用の額とを合算した額を基準として管理者が定める額</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 使用料は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。